

2019年9月24日

お客様各位

日本電気株式会社

## 消費税及び地方消費税の税率変更に伴うご請求金額のお知らせ

2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率を10%に上げることとなっています。

つきましては、工事監理官 NEC 情報共有 ASP サービスの利用料金にかかる消費税等のご請求に関し、下記のとおりとさせていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. ご利用期間と税率の関係について

消費税等の税率引上げ施行日（2019年10月1日）以降にサービスをご利用いただく場合、消費税等の税率は10%を適用いたします。支払い方法（月額払い、一括払い）にかかわらず、10月以降の利用料には税率10%を適用いたします。

したがって、ご利用期間に2019年10月1日を含むご契約で、税率引上げ施行日以前に一括払いでお支払いいただく場合にも、9月までの利用料には税率8%、10月以降の利用料には税率10%を適用し、ご請求させていただきます。

（例）ご利用期間が 2019年7月15日から11月30日までの場合

利用料金が発生する期間は、利用開始翌月の8月から11月までの4か月となります。

1か月あたりの利用料金が15,500円\*の場合、

8～9月ご利用分（2か月分）は31,000円、これに税率8%を適用し33,480円、

10～11月ご利用分（2か月分）は31,000円、これに税率10%を適用し34,100円、

合わせて67,580円（うち消費税等5,580円）を、ご請求させていただきます。

#### 2. 既にお支払い済みのご契約について

ご利用期間に、2019年10月1日を含むご契約で、既に旧税率で、一括払いでお支払いいただいている場合、新税率との差額分を改めてご請求させていただきます場合がございます。

\* 2019年9月24日時点の利用料です。

**【ご参考資料】**

・消費税法基本通達

第9章 資産の譲渡等の時期 第2款 請負による譲渡等の時期

9-1-5 請負による資産譲渡等の時期

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shohi/09/01/02.htm>

・消費税法基本通達

第9章 資産の譲渡等の時期 第6款 その他の資産の譲渡等の時期

9-1-27 前受金、仮受金に係る資産譲渡等の時期

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shohi/09/01/06.htm>

・国税庁\_平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【具体的事例編】2ページ 問2

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>

・国税庁\_No.6141 納税義務の成立の時期

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6141.htm>

**【本件に関するお問合せ先】**

日本電気株式会社 静岡支社

工事監理官 ASP サービス担当 梶山、杉本 TEL : 054-254-4094

以 上